

第二十二回国会 参議院大蔵委員会會議録第十二号

昭和三十年六月二日(木曜日)午後一時五十五分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

西川甚五郎君
土田国太郎君
森下 政一君

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
宮澤 喜一君

片柳 眞吉君
杉山 昌作君
岡 三郎君

菊川 孝夫君
井村 徳二君
中川 幸平君

木村義八郎君
藤枝 泉介君
大蔵省主計
局法規課長

村上孝太郎君
大蔵省主税局長
渡辺喜久造君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主税 堀崎 潤君
局第二課長

本日の會議に付した案件

○連合審査会開会の件

○特殊物資納付金処理特別会計法案

(内閣送付、予備審査)

○物品税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○所得税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方道路税法(内閣送付、予備審査)

○砂糖消費税法(内閣送付、予備審査)

○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○関税法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○理事(西川甚五郎君) それではこれより大蔵委員会を開催いたします。

委員長が他用のために欠席をいたしましたから、私がかわりまして委員長をやらさせていただきます。

まず連合審査会に関する件についてお諮りいたします。去る五月二十四日、地方道路税法案について、地方行政委員会及び建設委員会と連合審査会を開会することを決議いたしましたのであります。本案と密接な関係のある地方道路譲与税法案が地方行政委員会に付託されておりますので、この際、同委員会に対し、連合審査会を開くことを申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないと認めます。よってさうに決定いたしました。

○理事(西川甚五郎君) 次に特殊物資納付金処理特別会計法案、物品税法の一部を改正する法律案(以上いずれも予備審査)の二案を一括議題といたしまして、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

物品税を課せられるテレビジョン受像機のうち、十四インチ以下のブラウン管を使用した小型テレビジョン受像機につきましては、その育成の見地から、本年三月三十一日までの間は百分の十二の軽減税率により課税することとしていたのでありますが、さきに御審議を願いました期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律の規定により、この期限はさらに本年六月三十日まで延期されたのであります。従いまして、本年七月一日からは本来の百分の三十の税率の適用を受けることになるわけでありますが、最近における小型テレビジョン受像機の生産及び普及の状況にかえりみるときは、なお、ある程度の軽減税率を適用する必要があると認められますので、明年六月三十日までの一年間、百分の十五の軽減税率により課税し、その育成をはかろうとするものであります。

次に特殊物資納付金処理特別会計法案につきましても、その提案の理由を御説明申し上げます。

今同、政府は、バナナ、パイナップル、糖類等その輸入が制限されるため、国内の需給の不均衡が著しく大となり、その輸入によって通常生ずる利益をこえて異常な利益を生ずると認められる特定の物資について、その輸入により生ずべき利益の一部を徴収するために特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律案を、また、砂糖の安定価格帯の制度によって砂糖の価格の安定をはかるとともに、砂糖の輸入によつて生ずべき利益の一部を国庫に納付させるために砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律案を別途提出してそれぞれ御審議を願っているものであります。これらの法律案によりますと、特定の物資または砂糖の輸入について外貨資金の割当を受けたいものは、適正な利潤以外に生ずべき特別の利益を国庫に納付する義務を負うこととなりますので、政府におきましては、これらの法律の制定に伴いまして、その特殊物資納付金を徴収し、

これをもって産業投資特別会計からの投資の財源に充てることとしたし、これらの経理を明確にするために特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することが適当であると考へまして、ここに特殊物資納付金処理特別会計法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。この会計は、大蔵大臣が管理することとし、特殊物資納付金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、産業投資特別会計への繰入金、事務取扱費及び附屬諸費をもつてその歳出とし、また、この会計から産業投資特別会計への繰入の方法につきましても、毎会計年度の歳入の収納済額から事務取扱費及び附屬諸費の支出済額等を控除した金額を限度として、予算で定めるところにより、随時繰り入れることとし、その他この会計の予算及び決算等の作成並びにその手続等に関して特別会計の運営上必要な事項を規定いたしているものであります。

以上がこの二法案を提出いたしました理由であります。

なにとぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○理事(西川甚五郎君) 引き続きまして事務局より補足説明を聴取いたします。

○政府委員(村上孝太郎君) それでは、ただいま議題になっております特殊物資納付金処理特別会計法案の御説明を申し上げます。

この特別会計の設置の理由は、先ほ

ど政務次官の提案理由の説明の中で明らかになっておりますが、特定の物資、バナナ、パイナップル、砂糖、この二つから生じますところの差益を、納付金という形でこの特別会計に入れます。それを産業投資特別会計へ投資の財源として繰り入れる、こういうふうな特定の歳入をもって特定の歳出をまかなうという財政法十三条の特別会計設置の理由から、こうした新しい特別会計ができたわけでございます。それに関しましては、この法案がその特殊物資納付金処理特別会計法案であり、この特別会計の納付金がなせ出て来るかというところは、この特定の物資の輸入に關する臨時措置に關する法律案及び砂糖の価格安定及び輸入に關する臨時措置に關する法律案、この二つの実体法の中身を申し上げるのが手取り早いのであります。この二法案は、農林、通商兩當局から国会に提案になっております。

それで、その法案の大体の概略を御説明申し上げますが、まず特定の物資、これは現在の外貨事情からその輸入量がきわめて少い、外貨の割当量が少い結果、国内におきまして、その市場相場というものが、需給の關係から非常に高くなっている一種の独占価格が形成されております。そこに異常な利益が生じておる、その異常な利益というものを企業に私さるというのには好ましくないもので、その異常な利益と云ふものを國が吸い上げよう、こういうふうな目的でございます。で、この法律案によりまして、輸入をしようとする者、パイナップル、糖類とか、あるいはバナナの輸入をしようとする者は、外貨資金の割当申請書を出します

際、輸入価額に諸掛を加えた額と、その輸入業者が見ておきますところの国内販売価額との差額がどの程度出るかという見積書を提出いたします。そこで、そうした見積書に基づきまして、外貨資金の割当をいたします。當局といふことは、その差額が大きい順からこれを採用いたしまして、輸入外貨の割当をするということになるわけでございまして、そうして、その申請書に對して許可を与える前に、その見積り相當額に對する担保を大蔵省へ提供することを要求し、その担保が大蔵省に納付したという受領書を持って行きます。正式に輸入外貨の割当証明書を發行する、こういう形にいたし、それから生ずる利益といふものにはいろいろの徴収の仕方があられるわけでございますが、それぞれの原産地価格も異なっております。それから国内の市場相場もそのときで変わるわけでありまして、従つて、税というふうな一般的な一律な形では徴収できないので、こうした納付金という形で特別会計に徴収するということになってゐるわけでございます。

その次の砂糖の価格安定及び輸入に關する臨時措置に關する法律の中身は、これも納付金に關する規定につきましても、前者の特定物資に比しまして、異常な利益を徴収するということ自体に目的があるわけではないのでありまして、砂糖の国内価格といふものを安定することが第一の目的でございます。その砂糖の価格を安定するといふ政策から、この砂糖につきましても、たとえばキューバ糖が九十五ドル、あるいは台湾糖が百十五ドルと、いろいろ原産地別の価格差といふものがございまして、その価格を安定することによつて生ずるところの利益といふものの一部をこの特別会計に同じように納付金として入れよう、こういう趣旨でございます。従つてこの法案の内容となつておきますのは、いわゆる砂糖の安定価格といふ構想が主要なものでありまして、農林大臣は、一定の適正な国内価格といふものを、砂糖の供給見込み数量とか、あるいは見込み購買力、あるいはさらに粗糖の輸入価格、精製糖の費用、それから澱粉及び甜菜糖等の砂糖に關係のありますことその他の農産物価格、あるいは家計費その他の経済事情をしんじやくして、標準価格といふものをきめる。その標準価格の上下にある程度の幅を持たせまして、約五割程度と見ております。一種の価格の安定帯といふものを作りまして、その幅の中に砂糖の国内価格を安定させるように措置をするわけでございます。その安定帯価格がきまりますと、それから通算しますところの原糖の輸入価格といふものも計算できるわけでありまして、その原糖の輸入価格、あるべき価格といふものと、現実の買付価格といふものとの差額を納付金としてこの特別会計に吸い上げるといふふうな機構になっております。

これがこの二法案の大体の筋でございます。いま、この二つの法律案によりまして吸い上げられる納付金を徴収いたしまして、それを産業投資特別会計に繰り入れるというのがこの特別会計法の中身でございます。特別会計法そのものは、ほとんど例文でございます。特に御説明申し上げることもございませぬが、まず第一条に設置の目的が書いてございまして、それから第二条は管理大臣が大蔵大臣であること、第三条は歳入及び歳出、第四条は、産業投資特別会計への繰入れは、どういふ金額を入れるべきであるか、これは予算で定めるところによつて、その年の収納済み額から支出済み額及び繰り越し財源を差し引いて、その残りの金額を予算の定めるところによつて産業投資特別会計に繰り入れる。ことしは約七十億の繰り入れを予定してあります。

第五条は、歳入歳出予算計算書の作成、第六条は歳入歳出予算の区分、それから第七条は予算の作成及び提出、第八条は歳入歳出決定計算書の作成でございます。

それから十條、十一條、これも普通の特別会計にありまして、この規定でございまして、

附則の一項で、公布の日から施行することを規定してございまして、二項に「昭和三十年度に限り、第三条の規定の適用については、砂糖の価格安定及び輸入に關する臨時措置に關する法律附則第三項の規定による寄附金は、特殊物資納付金とみなす。」これは、第三条は歳入歳出の規定でございまして、歳入の科目の中に、昭和三十年度に限つて、寄附金も納付金として、この特別会計の歳入とする、こういうことが書いてございまして、それは実体法から来るわけでございますが、砂糖の価格安定及び輸入に關する臨時措置に關する法律の附則の第三項に「政府は、この法律の施行前に砂糖の輸入について外貨資金の割当を受けた者から

寄附金を受けることができる。」という規定がございまして、それに應じまして、この特別会計の歳入の科目の中に、寄附金を納付金とみなすという規定を置いていただいております。

三項は、これは産業投資特別会計法の改正でございますが、まず「第一条第二項中「云々と書いてございまして、産業投資特別会計の出資または貸し出しの財源としてこの特殊物資納付金処理特別会計からの繰入金を入れる」ということでございまして、「第三条」云々といふのは、この産業投資特別会計の資本の中にやはりこの特殊物資納付金処理特別会計からの繰入金を入れる」といふ規定でございまして、その次の「第四条」云々と書いてございまして、すなはち、産業投資特別会計の収入の中に、この「特殊物資納付金処理特別会計からの繰入金」を入れる」といふ規定でございまして、

それから四項は、これは大蔵大臣が管理いたします結果、現在の設置法を改正いたしまして、「特殊物資納付金の処理に關すること。」という規定を入れるわけでございます。

簡単にございまして、この程度で説明を終ります。

○理事(西川基五郎君) 次に物品税法の一部を改正する法律案の補足説明を求めます。

○木村福八郎君 ちよつとその前に、これに關して資料を要求しておきたいのです。第一に、この間、日本と台湾との貿易協定ができたのですが、これについての詳細な内容ですね。これはバナナとか、砂糖、そういうものが相当多いのですから、これに關連しまして詳細な資料を一ついただきたい。

第二に、砂糖会社の会社別の生産設備と操業率、どのくらい動かししているか、稼働率です。それから生産高、精糖高ですか。それから収益状況、コスト、生産費ですね。その資料をなるべく詳細に出していただきたい。

第三に、従来からの外貨割当の方針と基準、それだけです。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいま資料の提出の要求がございましたが、これは第一の問題につきましても、通産省、それから第二番目は農林省、第三番目は通産省と、それぞれ所管の省が違ふのでありますが、この特別会計法の関係で、実体の詳しい説明を、ここで農林あるいは通産の担当の方に出していただいて説明を願うことになるのだらうと思いますが、そのときにこの資料をそれぞれの当局から提出するように、私の方から通達いたしておきます。

○木村義八郎君 そのときでなく、それでは、ここの委員会として、事務局からあらかじめ各省に今の資料について連絡して、至急出すように、こちから連絡しておいてくれませんか、委員会として……

○理事(西川基五郎君) それではこちから連絡いたします。

○木村義八郎君 それから、これは本審査になっておりませんが、審査するときに、ぜひ公正取引委員会の人からも説明を聴取したいのです。その点を一つ。

○理事(西川基五郎君) 承知しました。

○理事(西川基五郎君) それでは物品税法の一部を改正する法律案。

○説明員(塩崎潤君) 物品税法の一部

を改正する法律につきまして内容を御説明申し上げます。物品税法につきましては、消費税のうちで最も批判の多い税法でございますけれども、今回の税制改正案におきましては、大幅な改正はまだいたさないという方針のもとに、必要最小限の改正をいたすことといたしておるわけでございます。まず第一点は、提案理由にもございまして、今回六月末日で期限の切れまうところの小型テレビの関係でございます。この措置を中心といたしまして、あと二つこまかい点の最小限度の改正をいたしたのが、今回の物品税法の改正でございます。

また第一点は、これは取締り関係の規定の改正でございます。御承知のように、現在PX等の駐留軍関係に物品を販売する場所に入りますところの物品につきましても、輸出手続に準じて物品税を免除いたしておるわけであります。この免除の趣旨は輸出と見て免除いたしておるわけでございしますから、その物品が駐留軍将士とともに海外に持ち出されるということが条件でございまして、内地において消費されることは禁止されておるわけでございします。その禁止の規定が現在十三条の二にあるわけでございします。たとえばカメラ等は特定の表示をいたしまして内地への横流れを防止いたしておるわけでございします。譲渡、譲り受けについて禁止いたしております。現在の規定では若干不備でございますので、たとえばカメラ商が兵隊の委託を受けて販売する、こういうふうな場合がございします。そういったし

して相当この防止となるといふふうに私どもは考えております。

その次は十八条の第三項関係の改正でございますが、これは、たゞいま申し上げました十三条の二の改正の結果必要となりましたところの改正でございます。たゞいま申し上げましたように、輸出、PX等への物品税の免除いたしたものを内地へ横流れをいたしますときには、譲渡者から税金をとり返すというところになっておりますが、その譲渡者は犯人という名前では呼ばれておるわけでございします。今度はたゞいま申し上げましたように、委託者、委託を受けて所持する者まで犯人にいたしますと、譲渡者、譲受人、それから犯人というふうには呼ばれます。そういった人々から税金をとってかかると、譲渡を欠きますので、まず第一には、譲渡をした者からとるのだ、その譲渡をなした者がわからないときには、譲受人または所持をなした者からとるのだというふうに改正いたしたわけでございします。これが第一点の委託禁止に伴いますところの改正でございます。

その次は附則関係の改正でございますが、附則の第四項の改正が実体的な改正でございます。今回の物品税法改正の主な理由をなしたわけでございします。テレビの改正でございます。御承知のように昨年四月から、テレビにつきましても、原則といたしまして三割の物品税を課することにいたしました。普及の途中でありましたので、小型のテレビ受像機につきましては一年に限り一五%の物品税の税率で課することに昨午提案いたしましたわけでございします。国会修正によりましてそれが一二%になったわけでございします。その期限は本年の三月に切れたわけでございしますけれども、期限の特例法によりまして現在のところ六月末日まで延ばされております。この小型テレビをどういたすかということが物品税の問題になったわけでございします。昨年提案當時には約二万近く程度の普及でありましたテレビも、昨今におきましては約五万程度の普及率を示しております。テレビのコストもだんだん低下しておるようなわけでございします。しかしなお諸外国などに比べても言い切れませんし、育成の必要もあると認められますので、いきなり三〇%と上げるのは若干無理ではなからうかと、いふような趣旨の下に、昨年私どもが提案いたしましたところの一五%の税率で一年間、小型テレビ、これは十四インチ以下でございします。十四インチ以下のブラウン管使用のテレビジョンでございします。これにつきましてはなお一年間だけ一五%の税率で特例を設けていこう、こういう趣旨でございします。

以上簡単でございますが、物品税法の改正の内容説明を申し上げる次第でございます。

○理事(西川基五郎君) 何か参考資料の請求ありませんか。——なければ、次に所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、

地方道路税法案、砂糖消費税法案、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、国税徴収法の一部を改正する法律案、

関税定率法等の一部を改正する法律案、いづれも予備審査の法案を一括議題としたしまして質疑を続行いたします。

○木村義八郎君 質疑の前にちよつと……、まあこれも質疑として何つて欲しいのですが、今度、減税の問題が衆議院で自由党と民主党との間で折衝されているのです。それはこの税法とどういふ関係になつてくるのか、その点ちよつと伺つておかないと、これだけでやつたんでちよつと意味がないうんな感じがするんです。その点はどうなんですか。税法が變つてくるんです、相当。

○理事(西川甚五郎君) ちよつと速記をとめて。

○理事(西川甚五郎君) 速記を始め

て。それでは御質疑を願います。

○木村義八郎君 これは主税局の方に伺うのです。大體事務當局として、今度の税法改正をやるについて、提案のこの税法の改正は、今の日本の経済の實態、あるいは国民所得の実態、あるいは配分状況等々から見て、一応妥当なものである、そういう自信を持つてお出しになつたと思ふのです。ですから、その心がまづ、詳しいことは各法律案について伺いたいのですが、その心がまえについて、今修正案が非公式にいろいろと新聞に出ておるもの、ある

いはそれに関連するようなものについて非公式に伺つたわけですが、それだけでも相当大きな税法の改正になるんです。金額は大體百三十二億ぐらゐという話ですが、そうすると、かりにそれを政府が認めますと、相当建前が變つてくるんです。たとえば法人税についても建前が變つてくるし、それから預金課税についても、銀行預金のあれについても、まあいい悪いは別として、一応政府の方は今のあれは、銀行預金利子課税は全部なくすという建前ですね。そういう建前と、今度株式配当に対する課税、これについては均衡問題になつてきます。今度はその均衡関係がどうなつてくるか、また違つてきます。ですから建前が非常に違つてくるのです。そういう点で、今主税局長はどういう立場におられるのか、その点事務當局としてはどうお考えでしようか、ちよつと伺いたいのです。

○政府委員(渡辺喜久彦君) 今度一応事務當局として減税案について立案しました。現時におきましても御承知のように現在におきましても税負担が高い。で、改正後におきましても、それが担税力という点から見ますと、やはり私はそれだけから言へばまだ税金は高い。こういう結論は出てくると思ひますが、しかし現在の日本経済の状況から見まして、たとえばこの程度の税法でやればこの程度の収入が上がる。これ以上減税するような措置をとればなかなかそれだけの収入は上らぬ、こういったような問題に当然ぶつかるといふわけがあります。従ひまして一応予算の規模を一兆円のワケ内にとどめると同時に、それに必要な歳入は經常的な税金

入その他の歳入で埋める。これを一つの軸にしまして、そうして税収入以外の歳入というものをずつと通観して参りまして、たばこの専売益金につきましては、これはたばこ消費税が昨年は十一月分までございまして、今度は十二月分までございまして、今度は十二カ月分になつたといふようなことを考えまして、昨年の補正予算に比べてますとちよつと六十億近くですが、これはふえる。雑収入の方は、大體従来程度の、昨年の補正予算程度の歳入が見積れる。残りを税でまかなう。こういうふうな考え方が出てくるわけでありまして、それで一兆円のワケ内で予算を組む場合におきまして、税金としてどれだけ確保すれば、一応公債発行とか、そういう問題ももちろん考へておられないで、經常的な歳入でまかす切れるのか、すなわち改正税法においてどの程度の歳入を確保しなければならぬか、これを一つの必要なる財源として考へてみたのでございまして、同時に現在の税法のままでは税収が見積れるか、この点につきましては、従来いろいろわれわれ御批判を受けております。どうも大蔵省の見積りは少しかたきに失するのじゃないか。自然増収が出るのじゃないかと普通のように考へるといつた意味においてかたきに失するのじゃないか、こういう御批判をわれわれ受けております。正直にいいまして、七千億以上の税収でございまして、まあ百分の三見込み違いがありまして、もう二百億、百分の二見込み違いがありまして、もう百四十億、こういったように自然増収の額としての絶対額は相当多いのですが、パーセンテージにしますと、実はかなり

こまかい率にとどまるのですが、一応今年も、例年ですと十一月の半ばごろに問題を結めて、そうして本年の歳入の見積りをしなければなりません。本年はいろいろな関係で予算の提出がおくれた。それだけに新しいデータも使い得るわけがございまして、それでいろいろ過去の御批判を受けましたことも考へまして、とにかく自然増収が当然出るというのじゃなくて、できるだけ一ぱい一ぱいに見積つてみたらどうかという見積りをやつてみました。従ひまして少し見積り過大じゃないかといふような批判を受ける場合もあつたのでございまして、しかしまあ大體この程度の見積りが現行法のままならざるであらう。そういうふうな考えから割り出して参りますと、減収の額としまして大體三百二十七億という結論になりますが、三百億見当の減収ができるのではないかと。

そこでそれでは三百億見当の減税をする場合におきまして、一体どういふ点に重点を置いた減税をやつていくべきか、これがその次の問題になつてきたわけでありまして。一昨年の秋に、これは自由党内閣のときでございまして、税制調査会というのがありまして、そして一応答申を出していきまして、昨年の税制改正におきましては、この答申の趣旨をある程度は組み入れた。したが、同時に昨年は増減税で一ぱい一ぱいにして、間接税の増税で直接税の減税をまかなう、こういう政府の方針でございまして、まあせつかく税制調査会の答申が相当世の中で賛成を受けていた面がかなり多かつたと思うのですが、結局それが不完全な姿にしかできていなかった。その後いろいろ

いろいろな事情の變化はありますけれども、現状として、税制調査会の答申というものをわれわれもできるだけやはり考へてみる必要があるのではないかと、こういった考へ方に基づきまして全体の構想を練つていくわけがございまして、所得税につきましては、あのかの税制調査会の答申は、基礎控除を八万円に上げる、昨年は七万円だ、そこで一応これを税制調査会の答申通りに八万円という線を出しました。扶養控除につきましては、税制調査会の答申が一人目が四万円、二人目が二万五千円、昨年の税制改正のときに、一人目と二人目、三人目というのには税制調査会の答申通りで一応できておりましたので、子供の三人目以下をどうするかという問題があつたのでありますが、これはまあ税収の關係もございまして、今度はこの点には手を触れませんでした。それから勤労所得控除の問題につきましては、税制調査会の答申では、限度額に對して七万五千円まで引き上げるというのがございまして、これも七万五千円までというのとはなかなか無理でございまして、一応六万円まで引き上げた。税率についても税制調査会が一応答申がございまして、それを参考にはいたしました。が、税制調査会の案とはやはり相当違つた姿になつております。それは主として二百万円以上の税率をもつと間のびさせなかつたというところからございまして、これらの税率につきましては、税制調査会の趣旨は相当感得込んだつもりでございまして、あそこまかい点につきましては、昨年の改正で相当実行されましたので、そういう点は今度一応解決済みとして取り扱つております。

預貯金利子の問題、配当課税の問題、これは預貯金利子の問題が、その後一応経済政策的な観点から新しく取り上げられた問題でございますので、これは別個の観点で問題が入ってきまして、わけでございます。それと見合いました結果としまして、一応配当の源泉課税の税率を一〇％に下げる、こういう案を出しているわけであります。細部

にわたりました。さらにその後における事情によりましていろいろ検討した点がございます。しかし大きな考え方としましては、一昨年の税制調査会において答申を受け、昨年は実現できなかったというような事項を、やはりかなり頭を使う場合においては参考にしまして、ただ財源の關係もありますし、税制調査会の御意見を全部が全部これを実現するということはいたしませんでしたが、その代り税制調査会の答申には入っていないかつた事項で、主として経済政策的な要請というので取り入れた分が幾つかございます。

今度の減税案を作りましたときにお
きましては、もう一ぺん繰り返して申
上げますと、本年度の税収として確
保すべき所要額というものを一応頭に
置きまして、現行税法でどれだけの見
積りができるかという点を頭に置いて
大体減税のワタをきまして、そうし
てその内容盛りにつきましては、今申
しましたような気持で全体を調整して
いく、かように御了承願いたいと存じ
ます。

しなければ、今度の税収見積りは前のように自然増収をあまり見てないから、大抵ぎりぎりのところである。これ以上減税措置をすれば、歳出の面で結局財源不足が出てきて、公債その他の措置を講じなければならぬ、こういうふうな結論になるのじゃないのですかね。そういうことでしょうか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今問題に

なつておられます。幾つかの自由党の意見、これについてはいろいろなあとでの議論があり得ると思いますが、ごく簡単に、一口に言へば、現在の税の考え方、税収の考え方というものは、これ以上減税するためには歳出を減らしていただく、そうしない限りは、あるいは公債発行とか、あるいは財政投融資について何らかの措置を講ずるとか、そういうような問題になつてくるのじゃないか。一口に言へばそういうふうに私は言えると思います。ただやり方でどうだとかこうだとかいった、いろいろな議論は出てくると思います。

が、一口に言えばそうだと思います。

○木村禮八郎君　そうしますと、今参考のために伺っておきたいのですが、一兆円予算というものを一応頭に置いて、そうして今主税局長がお話の通りに、一兆円予算を前提とすればこの程度の歳入見積りになるといふのでしよう。ところが、三十一、三十二、今後の財政支出をそうして見ますと、防衛費はふえてくる、それから賠償もふえてくる。そうなるかどうかしても一兆

○政府委員(渡辺喜久造君) われわれの考えている点は、国民経済というのは、何と申ししましてもだんだん拡大的に広がっていくのじゃないか、テンポの問題はありますが、国民所得も前年の二％ふえますか、何％ふえますか、これもある程度ふえていくとすれば、そこに本年の経済状況というものを見て、一応一ぱい、一ぱいに見込んでお

りますから、来年の税収が同じようにしか見積れないというふうに考へる必要はないのじゃないか。ただ、本年は半年減税でございますから、来年になりましてそれが平年度化するという点で、減税の規模は大きくなります。しかし同時に国民所得の増加と待つて、税収入全体がやはり国民所得の増加の割合より多少、所得税なんぞになりますと累進税率の問題がありますから、二%ふえるときは三%くらいふえるといった問題も考へ得る。そういうことで考へて参りますと、明年の財政規模というものを、非常に大きくふくらむとい

うことを前提にすれば、これはふくらみ方の問題でございまして、そこに歳入不足が出るのじゃないかといった問題は、これは別の議論があると思います。一応そういう前提で、明年におきましても相当の税収入は見込み得るのじゃないか。それで大体明年度予算は一応組めるのじゃないか、こういつたようなことを考えて今度の減税案を出しております。

○木村謙八郎君　それは歳入は今年よ

の生産の伸び、国民所得の伸び、そういうものも歳出というものを比べてみますと、それはどうしても歳入不足になっているのです。これは経済審議府の案です。ですから架空に僕は質問しているのじゃないのです。

そうするとそこで主税局長に伺いたいの、やはりこれから財源確保の問題は相当重大な問題になってきます

よ。もちろん渡辺さん、専門家ですから、私はあなとも漫然とは考えてないと思うのですがね。しかし来年は大へんだと思うのです。それは歳出のふえ方といいますけれども、どうしたってそれは一兆円のワケは、これは堅持できませんね。これはまあ実際のことです。それからもう大蔵大臣も、大体一兆円は本年限りと言っておりますけれども、来年は一兆円を超えると、それこそこれはもう太鼓判を押してもいいくらいですよ。もう、もしかすると補正で問題になってくると思うのです。財源確保の問題が非常に重大化す

る。そこでどうしても公債の問題が起つてこざるを得ないのです。今芽が出ているのですよ。これが自由党との折衝の問題で出ているのですがね。そこで財源確保の問題です。主税局としては今度の公債の問題はどうお考えになりますか。これは事務当局のお答えでもいいのです。政治的な御答弁より、むしろ事務的な答弁の方が望ましいのですがね。これはもし公債を発行するとなると、これまでの建前と非

こころを財政事務当局として、この点を一つ渡辺さん、理論家で、海外の事情もよく知っています。過去のこともよく知っていますから、そこで一つ先生の渡辺さんに伺っておきたい。公債の問題について、大体重要な問題ですか。

○政府委員（渡辺喜久造君） 公債の問題が非常に重大な問題であることは、

われわれも同じ気持であります。特に一度公債を発行する手段に出ましたとき、それにどの程度に一つのリミットを求めるかという点が、非常に理論的にがっちり出てこないだけに、とかくインフレーションの道を進むがちだ、その点を心配する点はわれわれも全然同じであります。従いまして公債政策ということにつきましては、これも私どもも同じように思っておりますが、大蔵省全体としてきわめて慎重な態度でもつてこの問題は処理していくという気持であります。

○木村韓八郎君　そういう事務的と

いっても、木で鼻をくくるといふよう
な事務的じゃないんですよ。ほんとに
に事務技術的にわたつてこれは聞いて
おきたいんですよ。やつぱり今までの
財政法の建前は、これは公債を発行し
ちゃうじゃないかということじゃないん
で。ないんですよ。特にあれは
慎重を期してあるんですよ。これま
で大蔵當局はその線に沿つてやつ
てきたわけですよ。アメリカさんがイ
フレを好まぬという事情もあります

けれども。しかし特に慎重にやつてきた。しかし慎重々とやつておつても流されまうよ、この情勢です。ですからそれは相当な理論武装をしておかなければならぬ。単にこれからインフレになることは好ましくないという程度じゃいかぬ。そんなんじや、国民のうちでは納得する人もあるけれども、大部分の人はよくわからんから、こんな不景気だから公債でも発行したら景気がよくなるんじやないかというふうな気持ちで、そこで、一つ十分な理論的根拠がなければならぬです。この点は渡辺さん、十分財源の問題について、ここでそういうのはつきりしたあれがなければならぬです。自由党から公債発行せよという要求が出て、今折衝しているようですが、そういう問題に対してどういふ理論的根拠を持つてゐるのか、事務局は反対なんですよ。

○政府委員(渡辺喜久造君) どうも木村先生に今さら公債の弊害をわれわれが申し上げることもないんじやないかと私は思つておりますが……。

○木村福八郎君 そういう意味じやないんですよ。まじめに、ほんとうに聞いてゐるんですよ。(笑聲)

○政府委員(渡辺喜久造君) まじめに、今私が公債発行の利害得失を一般論としてここで御答弁申し上げることは、まあいささかどうかと思ひますので、ただ、われわれとして、現実の政策としてやはり考へていかなければならぬのは、現実の当面の政策として、本年の問題、明年の問題、これとして一体公債政策にどうぶつかつていくべきか、こういう問題として先生も聞かれてゐるだらうし、われわれも考へて

いかなければならぬ問題であるというように思つております。その意味において、本年はとにかくもう公債発行は絶対にしない。明年についてはどうなるか、これは正直言ひまして、われわれ事務局は、今年と同じような気持ちでぶつかつていくべきだと考へております。ただ、いろいろ政治的な情勢と言ひますか、それがどういふふうに変動して参りますか、その場合において、まあわれわれのそういうした気持ちが果してどういふふうに変動するか、これは実は正直のところわれわれも、やはり時の動きというやつがございまして、明年も同じような方針だとして、これはいささか私がおんなことを申し上げるのは僭越だと思つております。ただ、われわれは、公債発行ということではできるだけ避けていくべきじやないか、こういう気持ち、信念には變りはないんですよ。

○木村福八郎君 また大蔵大臣には大蔵大臣として、そういう政治的な意味を持つた御質問をしたいと思つておりますが、しかし、今反対だと言つても、一般に受け取る印象はどうですか。減税になるというんじやないし、減税に。ですから誰でも税金は安い方がいいから、それは減税は賛成ですよ。われわれもその限りにおいては賛成なんです。その限りにおいては賛成なんです。また中身については別ですけれども、配当の課税とか、それについてはまた別の意見を持つておられますけれども、全体として減税になるというのには非常に魅力があるでしよう。さつき渡辺主税局長が言われたように、税金がとにかく高い。また各国から比べてみて、国民所得の振り合いから高い

です。世界一高い。主要国としては高い。ですから、現在は減税すべきだと思ふ。財政投融資——財政投融資というより、産業投融資資金が出るでしよう。みな金詰りで弱つてゐるでしよう。こんな魅力なものはないです。そこで、ただ、地固めだから反対だと思ふんじやないか、それなら反対だと思ふんじやないか、これは、われわれ勤労者の立場に立つものとして、この点はやっぱり理論的に公債政策はいけな

いんだというところを——減税したいに魅力があり、産業投資したいものには非常によきさうに見えるけれども、実際はこうなんだというところをわれわれは説明しなければならぬですけれども、しかし、そういうことを聞いておるのじやない、事務局としては、ただ地固めだから反対だというんじやなくて、好ましくないというんじやなくて、やっぱり公債による減税はいいよ

うに見えるけれども、それは実際として国民にとつていいものじやない、それから産業投資がふえるからよきさうに見えるけれども、拡大均衡に見えるけれども、いいものじやない。そういうものを何か理論的に、あるいは計数的に説明し得なければ納得できないですよ。そういうことを事務局として何かやつぱり作業する必要があるじやないか。利害得失ですよ。利害得失は一般論じやなくて、今そういうことが現実に出てきてゐる。公債あるいは産業公債ですね。あるいは金融債については、それに對してもう少し理論的なあれをしてもいいでしよう。そうじやないですか。実際に押され気味じやないんですよ。

○政府委員(渡辺喜久造君) われわれ自身としてもいろいろ考へておる点はあるんじやない。それから、本年の予算の公債発行というふうな問題じやなくて、将来一体どうなるのか、その点も十分考へなければならぬ。従ひまして、木村先生の言われたような問題は全然われわれ、ちやうど外の問題であるというふうには思つておりません。しかし、当面現在の問題として議論していけば、本年度の予算としてこれは公債政策をどうするか、明年度予算は一体どうなるのか、こういう点的な意見としてはいろいろ持つておりますが、しかし、ちやうどそれを申し上げるのはいかかと思ひますし、大蔵大臣が明年予算、明後年予算というものについてどういふ構想を持つてゐるかという点において、大蔵省としての御答弁は申上げるべき問題じやない、かように考へております。この辺で適当に御容赦願ひたいと思つております。

○木村福八郎君 余り議論ばかりして時間をとりましますから、時間を空費しないように、またこの次にでももう少し準備してもらいたい、質問に對して、事務局として、私の聞きたいところは、事務局としてですよ、やつぱり歳入を考へるときには歳入も考へなければならぬです。そうして、なぜこういう段階においてさらに減税したり、産業投資をふやす場合には公債政策に依存せざるを得なくなるか、それについて、やつぱり投資について、イデオロギーなんかの問題でなく、真剣に取り組むべきですよ。これまで大蔵省はルーズですよ。投融資がこんなにどん

どんかきさみ、防衛費がふえてくる、これは本當にとつ組む態度でなければ健全財政はとれませんよ。防衛費以外に、賠償費とか、不生産支出がどんどん出てくるでしよう。ですから生産支出との関連において、それが回り回つて再生産になつて、支出になるわけですから、そういう支出でなくて、再生産に使用しないような再軍備費と言わなくともいいですよ。そう言つと、アメリカさんの小言を食つたり、あるいは事務局を首になつたらいかんから、それには触れないで、不生産的支出として考へたらいいですよ。ほんとうに不生産的支出がふえんことをわれわれから考へて、今の全体から考へて、それから輸出に

向けるやつたつて、それが本格的に振向けようとするのはできないでしよう。ですから大蔵省は、公債の問題も起つてきますから、防衛費、不生産的支出についてももう少し真剣に歳入面と合せて、もつと真剣に取り組むべきだと思ふのです。経済審議庁なんか六カ年計画などで一応取り組まされたが、最初の案ですと、防衛費は一応はふえないということだつた。大体二割程度です。これを事務局として、少しく構えがほしいです。ただ引きずられて行くというのじやなくて、それで来年も健全財政をとるといつておるが、来年はどうしたつて公債が出て来ますから、そのとき防衛費をたかなきゃだめですよ。それでなければ、みな弱いところにしわが寄つて来る。教科書の無料配布五億何千万円、あいうものを削つて。どうしたつて防衛費の問題とこれから取り組まなきゃだめ

費を出すか、あるいは公債で出すか、
 とういったような問題として、今後は

かと思つておりますが、その場合に、公債政策ということに安易に行つてし

すものですから、来年以降におきまして、相当目に見えて入る歳入で、十分

けですね。これについては主税局長はどういうふうにお考えになりますか。

○理事（西川甚五郎君）　そのほかに質問が……。

○森下政一君 速記をとめて下さい。
○理事(西川甚五郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(西川甚五郎君) 速記を始め
て。

それでは本日はこれをもって閉会
いたします。

午後三時十九分散会

五月三十一日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、昭和三十年の夏季の賞与に対す
る所得税の臨時特例に関する法律
案(衆)

昭和三十年の夏季の賞与に対する
所得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十年の夏季の賞与に対す
る所得税の臨時特例に関する法
律

所得税法(昭和二十二年法律第二
十七号)第一条第一項の規定に該当
する個人が、昭和三十年六月一日か
ら同年八月三十一日までの間に、同
法の施行地において給与の支払をな
す者(当該個人が同法第三十九条第
一項又は第二項の規定により昭和三
十年中の支給に係る給与につき提出
した申告書の經由先たる給与の支払
者をいう。)から昭和三十年の夏季
賞与(給与のうち性質上六月一日か
ら八月三十一日までに支払を受ける
べきものをいう。以下同じ。)及び夏
季賞与の性質を有する給与(以下こ
れらを「夏季の賞与」と総称する。)の
支払を受ける場合において、当
該夏季の賞与については、その金額
の合計額のうち五千円(当該合計額

が五千円に満たない場合は当該合計
額)を限り、所得税を課さない。

附 則

この法律は、公布の日から施行
し、昭和三十年六月一日以後の支払
に係る夏季の賞与ですでに支払を受
けたものについても適用する。